

受 領 書

東京地方裁判所民事訟廷 御中

令和 年 月 日

会社名

担当者

印

以下の貸出条件のもと、令和 年 月分(冊) の判決書写し
を受領しました。

【貸出条件】

- 1 判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすることを目的とする貸出であること。
- 2 判例・法律雑誌に掲載する場合には、当事者を含む個人の氏名及び地名（市、郡：東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）をすべて仮名処理すること。（マスキングがされている判決書写しであっても、マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）
- 3 貸し出した判決書写しは、雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に交付しないこと。
- 4 貸し出した判決書写しは、1週間以内に裁判所に返却すること。
- 5 上記の条件と異なる使用をする場合は、改めて裁判所の許可を得ること。

貸出し物の返還日 令和 年 月 日 担当者印

受 領 書

東京地方裁判所民事訟廷 御中

令和 年 月 日

会社名

担当者

印

以下の貸出条件のもと、便宜供与申請書記載のとおり、判決書（決定書）写し（全 件）を受領しました。

【貸出条件】

- 1 判例・法律雑誌に掲載し又はその検討をすること目的とする貸出しであること。
- 2 判例・法律雑誌に掲載する場合には、当事者を含む個人の氏名及び地名（市、郡；東京都の特別区より小さい行政区画、地番等）をすべて仮名処理すること。（マスキングがされている判決書写しであっても、マスキング部分以外に個人の氏名等が記載されている場合があることに注意する。）
- 3 貸し出した判決書（決定書）写しは、雑誌編集に必要な場合を除き、第三者に交付しないこと。
- 4 貸し出した判決書（決定書）写しは、2週間以内に裁判所に返却すること。
- 5 上記の条件と異なる使用をする場合は、改めて裁判所の許可を得ること。

貸出し物の返還日 令和 年 月 日 担当者印